

本通知は、コンサルの方が対象となります。建設工事における技術者の取扱いについては、変更ありませんのでご注意ください。

平成 23 年 8 月  
堺 市 契 約 課

## 工事関連業務における技術者の専任配置義務の緩和について

工事関連業務における技術者の専任配置に係る取扱いを、下記のとおり変更しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 変更内容

工事関連業務の技術者（管理技術者、監理員、総括責任者及び統括監理員をいう。以下同じ。）については、入札参加要件として専任配置を求め、本市発注の他の業務との兼務を認めないこととしていますが、より一層の競争性を確保する観点から、原則として、本市発注の他の業務との兼務も認めることとし、技術者の専任配置は求めないこととします。

#### 2 対象案件

予定価格（税込み）が 100 万円を超える工事関連業務

ただし、技術者の専任配置を求める特別な理由がある場合を除きます。

特別な理由とは、業務の規模、技術的要素、特殊性、履行期間等を考慮し、技術者を専任させなければ業務の履行に著しい支障が生じる場合とします。

#### 3 変更時期

平成 23 年 8 月 1 日以降に一般競争入札により発注する案件から適用します。

平成 23 年 7 月 1 日以前に一般競争入札により発注された業務に既に配置している技術者については、引き続き、本市発注の他の業務との兼務が認められていないため、平成 23 年 8 月 1 日以降に一般競争入札により発注する案件に技術者として配置することはできません。